

とっとり企業ガイド2025制作業務公募型プロポーザル実施要領

とっとり企業ガイド2025制作業務受託者について、公募型プロポーザルにより選定する手続きについて必要な事項を以下のとおり定める。

1 業務の概要

- (1) 業務名 : とっとり企業ガイド2025制作業務
- (2) 業務の内容 : 別添仕様書のとおり。
- (3) 契約期間 : 契約締結日から令和7年3月31日(月)
- (4) 予算額 : 5,000,000円(税込)

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である。
- (2) 公募開始日から本業務の企画提案書の提出までの間、国や地方公共団体の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 公募開始日から本業務の企画提案書の提出までの間、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体が経営に関与していないこと。
- (5) 本業務と同等の業務実績を有するか、本業務を遂行できる十分な能力を有する者であること。

3 参加申込・質問方法・企画提案書の提出

(1) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加される場合は、以下によりお申込みください。

ア、申込期限 : 令和6年7月18日(木)午後5時まで(必着)

イ、申込方法 : 下記ウ、申込書類を、**9 担当(提出・問い合わせ先)**宛に持参または郵送で提出してください。

ウ、申込書類 : 参加申込書(様式1)

(2) 質問受付・回答

本実施要領や仕様書に不明な点がある場合は、以下によりご質問ください。

ア、質問期限 : 令和6年7月24日(水)午後5時まで

イ、質問方法 : **9 担当(提出・問い合わせ先)**宛に電子メールでご質問ください。(任意様式)

ウ、回答方法 : 質問者に回答するとともに、質疑応答内容を当財団ホームページで公開します。

(3) 企画提案書の提出

本業務の企画提案書類を、以下により提出してください。

ア、提出期限 : 令和6年8月5日(月)午後5時まで(必着)

イ、提出方法 : 下記ウ、提出書類を、**9 担当(提出・問い合わせ先)**宛に持参又は郵送してください。

ウ、提出書類 : 下記の[A][B][C]を、5部提出してください。

(正本1部、副本4部([A]企画提案書はフルカラーのものをご提出ください。))

[A] 企画提案書 (任意様式)

別添仕様書に基づき、以下のア)～オ)を提出してください。

ア) 企画意図

本業務に対する考え方、企画意図等を示してください。

イ) 配色デザイン (色変更)

①Web版 (PC、スマートフォン) のTOPページメインバナー・・・2024版参考[別紙1]

②冊子版の表裏表紙

ウ) 冊子のレイアウト案

①冊子版の索引ページ・・・2024版参考[別紙2]

② 〃 の巻頭ページ・・・2024版参考[別紙3]

エ) 工程表・スタッフ体制

①冊子発行までのスケジュール (校正、制作編集、印刷、製本、納品、発送まで)

②業務管理体制並びに携わるスタッフの役割と人数

オ) 冊子発送業務の体制

①発送に係る作業内容、管理体制等

カ) 本ガイドの周知に協力できる広報等

訴求効果のある媒体をご提案ください。(例: Web、SNS 広告、自社媒体 等)

[B] 見積書 (任意様式) : 下記の内容を反映してください。

ア) 経費の明細が分かるもの。

イ) 消費税を差し引いた金額及び消費税 (10%) 込みの金額が分かるもの。

[C] 会社概要及び業務実績 (様式2)

必要事項を記載してください。

(4) 留意事項

ア、本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。

イ、提出後の企画提案書の修正は、提出期限内において可能とする。

ウ、提出書類は返却しない。

エ、契約額の支払いは業務完了後とする。

オ、提案数は、1社2案までとする。

カ、提案に当たって、著作権等第三者の権利にかかわるものの仕様については、提案者の責任において処理すること。

キ、プロポーザル参加者は、参加を通じて知りえた情報を漏らさないこと。

4 選定方法等

(1) 企画提案書を審査するための審査員を定め、審査員による選定を行う。

(2) 企画提案書並びに提案者によるプレゼンテーションを行い、その内容を踏まえ審査を行う。

プレゼンテーションは、各事業者の説明10～15分程度、審査員からの質疑応答5～10分程度を予定しており、詳細なスケジュールは、参加申込者が決定次第、参加申込者へ連絡する。

(3) 企画提案書を公平に審査するため、別添「審査基準」に基づき採点するものとし、各審査員の点数を合計した得点が最も高い者を最優秀者として選定する。また、最優秀提案者以外の者についても得点順位付けを行う。

5 失格条項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件から逸脱している場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合

6 審査結果の通知

審査結果は文書で提案者全員に通知するものとする。

7 契約に関する特記事項

(1) 契約の締結

審査員による審査の結果、4により最優秀提案者として選定された者と協議を行い、契約を締結する。この協議には企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者と順次契約の締結協議を行う。

(2) 暴力団排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

ア、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ、次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が個人事業者にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(3) 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(4) 再委託

ア、受託者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ、受託者は、次のいずれかに該当する場合は、ア、の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の委託料の額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合。

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合。

ウ、受託者が、ア、の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に対し、本業務委託契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

8 契約までのスケジュール (予定)

※進行状況により変更になる場合は、参加者及びWebに告知する。

- (1) 令和6年7月 3日(水) : 募集(参加申込受付) 開始
- (2) 7月18日(木) : 参加申込書提出期限
- (3) 7月24日(水) : 本実施要領や仕様書に関する質問応答期限
- (4) 8月 5日(月) : 企画提案書提出期限
- (5) 8月 8日(木) : プレゼンテーション
- (6) 8月上旬 : 審査結果の通知・契約協議開始
- (7) 8月上旬 : 契約

9 担当 (提出・問い合わせ先)

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 総務・広報室 (担当: 遠藤)

〒680-0846 鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル1階

電話番号: 0857-24-4740 ファクシミリ: 0857-24-4736

E-mail: endoh@furusato-tori.org